医療提供体制推進事業費補助金交付要綱

(通則)

1 医療提供体制推進事業費補助金(以下「統合補助金」という。)については、 予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に 関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関 する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則 (平成12年厚生省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところに 労働省

(交付の目的)

2 この統合補助金は、医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第1項に規定する都道府県における医療を提供する体制の確保に関する計画(以下「医療計画」という。)に定める医療提供施設等の整備の目標等に関し、施設の運営及び設備整備等に要する経費に充てるために国が交付する補助金であり、もって、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の養成力の充実等を図ることを目的とする。

(事業計画の策定)

3 都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第3項に規定する広域連合(以下「広域連合」という。)の長は、医療計画に基づく事業その他必要な事業であって、統合補助金の交付を受けて医療提供施設等の施設の運営及び設備整備等に要する経費に充てるときは、事業計画及び事業の実施に要する経費に関する調書を第1号様式により作成し、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業計画の作成に当たっては、各都道府県の医療計画を踏まえ、地域医療の状況を把握した上で、次のものを優先的に盛り込むこととする。

- (1) 医療提供施設相互間の機能分担と医療連携に相当の効果が期待できるもの。
- (2) 医師、看護師その他の医療従事者の確保に相当の効果が期待できるもの。
- (3) 法令又は通達等により、整備促進を図る必要があるもの。
- (4) その他、整備する医療提供施設等の地域における役割等を踏まえ、医療機器 の経過年数及び老朽度を勘案して整備するもの。

(交付の対象事業)

- 4 この統合補助金は、次の事業を交付の対象とする。
- (1) 救急医療対策事業

昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事

業について」(以下「救急医療対策事業実施要綱」という。)に基づき実施する次の事業

- ア 小児初期救急センター運営事業
- イ 共同利用型病院運営事業
- ウ ヘリコプター等添乗医師等確保事業
- エ 救命救急センター運営事業
- オ 小児救命救急センター運営事業
- カ ドクターヘリ導入促進事業
- キ 救急救命士病院実習受入促進事業
- ク 自動体外式除細動器 (AED) の普及啓発事業
- ケ 救急医療情報センター (広域災害・救急医療情報システム) 運営事業
- コ 救急・周産期医療情報システム機能強化事業
- サ 救急患者退院コーディネーター事業

(2) 周產期医療対策事業等

平成 21 年 3 月 30 日医政発第 0330011 号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」(以下「周産期医療対策事業等実施要綱」という。)に基づき実施する次の事業

- ア 周産期医療対策事業
- イ 周産期母子医療センター運営事業
- ウ NICU等長期入院児支援事業
 - (7) 地域療育支援施設運営事業
 - (1) 日中一時支援事業
- エ 妊婦の診療に係る医療提供体制整備事業

(3) 看護職員確保対策事業

平成22年3月24日医政発0324第21号厚生労働省医政局長通知「看護職員 確保対策事業等の実施について」に基づき実施する次の事業

- ア 外国人看護師候補者就労研修支援事業
- イ 看護職員就業相談員派遣面接相談事業
- ウ 助産師活用推進事業

(4) 歯科保健医療対策事業

平成 15 年 4 月 4 日医政発第 0404001 号厚生労働省医政局長通知「歯科保健医療対策事業の実施について」に基づき実施する歯科医療安全管理体制推進特別事業

(5) 院内感染地域支援ネットワーク事業

平成 21 年 3 月 30 日医政発第 0330009 号厚生労働省医政局長通知「院内感染

対策事業の実施について」(以下「院内感染対策事業実施要綱」という。)に 基づき実施する院内感染地域支援ネットワーク事業

(6) 地域医療対策事業

平成 21 年 3 月 27 日医政発第 0327039 号厚生労働省医政局長通知「地域医療対策事業の実施について」に基づき実施する医療連携体制推進事業

- (7) 医療提供体制設備整備事業
 - ア 「救急医療対策事業実施要綱」に基づき実施する次の事業
 - (ア) 休日夜間急患センター設備整備事業
 - (イ) 小児初期救急センター設備整備事業
 - (ウ) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業
 - (エ) 救命救急センター設備整備事業
 - (オ) 高度救命救急センター設備整備事業
 - (カ) 小児救急医療拠点病院設備整備事業
 - (キ) 小児集中治療室設備整備事業
 - イ 小児救急遠隔医療設備整備事業

平成13年4月26日医政発第484号厚生労働省医政局長通知「地域医療の 充実のための遠隔医療補助事業の実施について」に基づき実施する遠隔医療 設備整備事業(小児救急医療に係るものに限る。)

- ウ 「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する次の事業
- (ア) 小児医療施設設備整備事業
- (イ) 周産期医療施設設備整備事業
- (ウ) 地域療育支援施設設備整備事業
- 工 共同利用施設設備整備事業

昭和59年10月25日健政発第263号厚生省健康政策局長通知「共同利用施設及び地域医療研修センターの整備について」に基づき実施する共同利用施設設備整備事業

- (ア) 公的医療機関等による共同利用施設
- (イ) 地域医療支援病院の共同利用部門
- オ 平成 21 年 3 月 30 日医政発第 0330007 号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」(以下「災害医療対策事業実施要綱」という
 - 。)に基づき実施する次の事業
- (ア) 基幹災害拠点病院設備整備事業
- (イ) 地域災害拠点病院設備整備事業
- (ウ) NBC災害・テロ対策設備整備事業
- (工) 航空搬送拠点臨時医療施設設備整備事業
- (才) 災害拠点精神科病院等設備等整備事業
- (力) 医療施設非常用通信設備整備事業
- (キ) 災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業

力 人工腎臓装置不足地域設備整備事業

昭和59年9月21日健医発第339号厚生省保健医療局長通知「人工腎臓装置の不足地域における整備について」に基づき実施する人工腎臓装置不足地域設備整備事業

キ HLA検査センター設備整備事業

平成8年5月10日健医発第603号厚生省保健医療局長通知「HLA検査センターの設備整備事業について」に基づき実施するHLA検査センター設備整備事業

ク 院内感染対策設備整備事業

「院内感染対策事業実施要綱」に基づき実施する院内感染対策設備整備事業

ケ 環境調整室設備整備事業

平成14年3月29日健発第0329023号厚生労働省健康局長通知「環境調整室の整備事業について」に基づき実施する環境調整室設備整備事業

コ 内視鏡訓練施設設備整備事業

平成17年3月25日医政発第0325009号厚生労働省医政局長通知「内視鏡訓練施設整備事業の実施について」に基づき実施する内視鏡訓練施設設備整備事業

サ 医療機関アクセス支援車整備事業

平成20年4月25日医政発第0425004号厚生労働省医政局長通知「医療機関アクセス支援車整備事業の実施について」に基づき実施する医療機関アクセス支援車整備事業

(8) アスベスト対策事業

平成 18 年 2 月 3 日医政発第 0203005 号厚生労働省医政局長通知「アスベスト対策事業の実施について」に基づき実施するアスベスト除去等整備促進事業

(9) 医療コンテナ活用促進事業

災害医療対策事業実施要綱に基づき実施する医療コンテナ活用促進事業

(事業者)

5 交付対象事業を実施できる者は、別表1の第1欄に掲げる事業分類及び第2欄 に掲げる事業区分毎に、第3欄に掲げる者(以下「事業者」という。)とする。

別表 1

別表 1		
1 事業分類	2 事業区分	3 事業者
(1) 救急医療対策事 業	ク 自動体外式除細動器(AED)の普及 啓発事業 ケ 救急医療情報センター(広域災害・ 救急医療情報システム)運営事業 コ 救急・周産期医療情報システム機能 強化事業	都道府県
	ウ ヘリコプター等添乗医師等確保事業	地方公共団体
	ア 小児初期救急センター運営事業 イ 共同利用型病院運営事業 オ 小児救命救急センター運営事業 カ ドクターヘリ導入促進事業 キ 救急救命士病院実習受入促進事業 サ 救急患者退院コーディネーター事業	地方公共団体(広域連合を含む ^(注1))、地方独立行政法人、公 的団体 ^(注2) 及び厚生労働大臣が 適当と認める者 ^(注3)
	エ 救命救急センター運営事業	公的団体及び厚生労働大臣が適 当と認める者
(2) 周産期医療対策 事業等	ア 周産期医療対策事業 エ 妊婦の診療に係る医療提供体制整 備事業	都道府県
	イ 周産期母子医療センター運営事業	地方公共団体、地方独立行政法 人、公的団体及び厚生労働大臣 が適当と認める者
	ウ NICU等長期入院児支援事業 (ア) 地域療育支援施設運営事業 (イ) 日中一時支援事業	地方公共団体、地方独立行政法 人、公的団体及び厚生労働大臣 が適当と認める者
(3) 看護職員確保対策事業	ア 外国人看護師候補者就労研修支援事業	地方公共団体、地方独立行政法 人、公的団体及び厚生労働大臣 が適当と認める者
	イ 看護職員就業相談員派遣面接相談 事業	厚生労働大臣が適当と認める者
	ウ 助産師活用推進事業	都道府県
(4) 歯科保健医療対 策事業	歯科医療安全管理体制推進特別事業	都道府県
(5) 院内感染地域支援ネットワーク事業	_	都道府県
(6) 地域医療対策事業	医療連携体制推進事業	都道府県
(7) 医療提供体制設 備整備事業	ア (キ) 小児集中治療室設備整備事業 イ 小児救急遠隔医療設備整備事業 エ (イ) 地域医療支援病院の共同利用 部門 オ (ウ) NBC災害・テロ対策設備整 備事業 (オ) 災害拠点精神科病院等設備等	地方公共団体、地方独立行政法 人、公的団体及び厚生労働大臣 が適当と認める者
	(才) 災害拠点精神科病院等設備等	

1 事業分類	2 事業区分	3 事業者
	整備事業 (キ)災害・感染症医療業務従事者 派遣設備整備事業	
	オ (エ) 航空搬送拠点臨時医療施設設 備整備事業	都道府県
	才 (力) 医療施設非常用通信設備整備 事業	厚生労働大臣が適当と認める者
	ケ 環境調整室設備整備事業	都道府県及び指定都市
	サ 医療機関アクセス支援車整備事業	都道府県及び市町村
	上記(ア(キ)、イ、エ(イ)、オ(ウ)、オ(エ)、オ(オ)、オ(カ)、 オ(キ)、ケ及びサ)以外の事業	公的団体及び厚生労働大臣が適 当と認める者
(8) アスベスト対策 事業	アスベスト除去等整備促進事業	地方公共団体 、地方独立行政 法人、公的団体及び厚生労働大 臣が適当と認める者
(9) 医療コンテナ活 用促進事業	_	地方公共団体 、地方独立行政 法人、公的団体及び厚生労働大 臣が適当と認める者

(注1) 別添3参照。

- (注2)日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社 会福祉法人北海道社会事業協会をいう。
- (注3)地方公共団体、地方独立行政法人及び公的団体を除く。

(交付額の算定方法)

- 6 この統合補助金の交付額は、事業計画に記載された医療提供施設等の施設の運営及び設備整備等に要する経費に充てるため、都道府県に交付するものとし、次のiからiiにより算出された交付基礎額の合計額(各都道府県の交付基礎額の合計額を合算した額が統合補助金の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。)とする。なお、別表2の第2欄に掲げる事業区分ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
 - i 次の(1)から(9)により交付算定基礎額を算出する。
- (1) 救急医療対策事業の交付算定基礎額は、次の①から⑧により算出された額の合計額とする。
 - ① 4の(1)のアの事業
 - ア 都道府県が実施する事業
 - (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。
- イ 市町村(特別区及び地方公共団体の組合を含む。以下同じ。)が実施する事業、又は都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業
 - (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを市町村ごとに比較して少ない方の額を選定する。
 - (イ) (ア) により選定された額(ただし、都道府県、市町村以外の者が行う事業については、(ア) により選定された額と市町村が補助する額とを比較して少ない方の額)と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。
- ② 4の(1)のイの事業
 - ア 都道府県が実施する事業
 - (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額 とを地区ごとに比較して少ない方の額を選定する。
 - (イ) (ア) により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を 交付算定基礎額とする。
 - イ 市町村が実施する事業、又は都道府県、市町村以外の者が実施する事業 に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業
 - (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを地区ごとに比較して少ない方の額を選定する。
 - (イ) (ア) により選定された額(ただし、都道府県、市町村以外の者が行 う事業については、(ア) により選定された額と市町村が補助する額とを 比較して少ない方の額) に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額 と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係 数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。
- ③ 4の(1)のウの事業
 - ア 都道府県が実施する事業
 - (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額 とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (イ) (ア) により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を 交付算定基礎額とする。
 - イ 市町村が実施する事業、又は都道府県、市町村以外の者が実施する事業 に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業
 - (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを市町村ごとに比較して少ない方の額を選定する。

- (イ) (ア) により選定された額(ただし、都道府県、市町村以外の者が行う事業については、(ア) により選定された額と市町村が補助する額とを比較して少ない方の額) に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。
- ④ 4の(1)のク、ケ及びコの事業
 - ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した 額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交 付算定基礎額とする。
- ⑤ 4の(1)のエの事業
 - ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額と を施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
 - イ アにより選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。
- ⑥ 4の(1)のオ及びサの事業
 - ア 都道府県が実施する事業
 - (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
 - (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。
 - イ 都道府県が補助する事業
 - (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
 - (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控 除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (ウ) (イ) により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額((イ)により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。ウ(ウ)において同じ。(注) とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。
 - ウ 都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業 に対して都道府県が補助する事業
 - (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
 - (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控

除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

- (ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額と市町村が補助する額((イ)により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。)とを比較して最も少ない額を交付算定基礎額とする。
- ⑦ 4の(1)のカの事業
 - ア 都道府県又は広域連合が実施する事業
 - (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
 - (イ) (ア) により選定された額と総事業費から救急搬送診療料等及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。
 - イ 都道府県又は広域連合が補助する事業
 - (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
 - (イ) (ア) により選定された額と総事業費から救急搬送診療料等及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県又は広域連合が補助する額とを比較して最も少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。
- ⑧ 4の(1)のキの事業
 - ア 都道府県が実施する事業
 - (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額 とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
 - (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。
 - イ 都道府県が補助する事業
 - (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額 とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
 - (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較して最も少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。
- (2) 周産期医療対策事業等の交付算定基礎額は、次の①から④により算出された額の合計額とする。
 - ① 4の(2)のア及びエの事業
 - ア 別表2の第3欄に定める種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した

額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

- ② 4の(2)のイの事業
 - ア 都道府県が実施する事業
 - (ア) 別表2の第3欄に定める種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄 に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選 定する。
 - (イ) (ア) により選定された額と総事業費から診療収入額、特別交付税及 び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

- (ア) 別表2の第3欄に定める種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄 に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選 定する。
- (イ) アにより選定された額と総事業費から診療収入額、特別交付税及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方を選定する。
- (ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と 都道府県が補助する額((イ)により選定された額の3分の3から3分 の1の範囲内の額とする。)を比較して少ない方の額を交付算定基礎額 とする。
- ③ 4の(2)のウの(ア)の事業
 - ア 都道府県が実施する事業
 - (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
 - (イ) (ア) により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その 他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補 助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。
 - イ 都道府県が補助する事業
 - (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
 - (イ) (ア) により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その 他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (ウ) (イ) により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と 都道府県が補助する額((イ)により選定された額の2分の2から2分の 1の範囲内の額とする。)を比較して少ない方の額を交付算定基礎額と する。
- ④ 4の(2)のウの(イ)の事業
 - ア 都道府県が実施する事業
 - (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額

とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その 他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補 助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その 他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (ウ) (イ) により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と 都道府県が補助する額((イ)により選定された額の3分の3から3分の 1の範囲内の額とする。)を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とす る。
- (3)看護職員確保対策事業の交付算定基礎額は、次の①から③により算出された額の合計額とする。
 - ① 外国人看護師候補者就労研修支援事業
 - ア 都道府県が実施する事業
 - (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを事業実施施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
 - (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控 除した額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。
 - イ 都道府県が補助する事業
 - (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを事業実施施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
 - (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較して最も少ない額を交付算定基礎額とする。
 - ② 看護職員就業相談員派遣面接相談事業
 - ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した 額と都道府県が補助する額とを比較して最も少ない額を交付算定基礎額と する。
 - ③ 助産師活用推進事業
 - ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した 額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

(4) 歯科保健医療対策事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを 比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額 とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

(5) 院内感染地域支援ネットワーク事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを 地域ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(6) 地域医療対策事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを 比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額 とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算 定基礎額とする。

- (7) 医療提供体制設備整備事業の交付算定基礎額は、次のアからサにより算出された額とする。
 - ア 4の(7)のア(アの(ウ)及び(キ)の事業を除く)からウ(ウの(ウ)の事業を除く)、オの(ア)(医療機器等の整備に限る。)及び(イ)(医療機器等の整備に限る。)並びにクの事業
 - (ア) 別表2の第3欄に定める種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に 定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定す る。
 - (イ) (ア) により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 4の(7)のアの(ウ)の事業

(ア)都道府県が補助する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除し

た額とを比較して少ない方の額を選定する。

- c bにより選定された額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額を比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。
- (イ) 都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業 に対して都道府県が補助する事業
 - a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
 - b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除し た額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - c bにより選定された額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額を比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

ウ 4の(7)のアの(キ)の事業

(ア)都道府県が実施する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(イ) 都道府県が補助する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b a により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- c bにより選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都 道府県が補助する額(bにより選定された額の3分の3から3分の1の 範囲内の額とする。)とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

エ 4の(7)のウの(ウ)の事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額と を施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除 した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (ウ) (イ) により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と都 道府県が補助する額((イ)により選定された額の2分の2から2分の1 の範囲内の額とする。)を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする

オ 4の(7)のエの(ア)事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額と を施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除 した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額 と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額と する。

カ 4の(7)のエの(イ)及びサの事業

(ア) 都道府県が実施する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(イ) 都道府県が補助する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

キ 4の(7)のオの(ウ)の事業

(ア) 都道府県が実施する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(イ) 都道府県が補助する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較して最も少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

- ク 4の(7)のオの(エ)の事業
- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額と を施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除 した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額 を交付算定基礎額とする。
- ケ 4の(7)のオの(ア) (医療機器等の整備を除く。)及び(イ) (医療 機器等の整備を除く。)、カ並びにキの事業
 - (ア) 別表2の第3欄に定める種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に 定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定す る。
 - (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除 した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額 と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額と する。

コ 4の(7)のオの(オ)の事業

- (ア) 都道府県が実施する事業
 - a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
 - b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。
- (イ) 都道府県が補助する事業
 - a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
 - b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - c bにより選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都 道府県が補助する額(bにより選定された額の2分の2から2分の1の 範囲内の額とする。)とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

サ 4の(7)のオの(カ)の事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ) により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額((イ)により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。)とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

シ 4の(7)のオの(キ)の事業

(ア) 都道府県が実施する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(イ) 都道府県が補助する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

ス 4の(7)のケの事業

(ア) 都道府県が実施する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。
- (イ) 指定都市が実施する事業に対して都道府県が補助する事業
 - a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
 - b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

セ 4の(7)のコの事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控

除した額と都道府県が補助する額とを比較して最も少ない額に第6欄に 定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(8) アスベスト対策事業

ア 都道府県が実施する事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較して最も少ない額を交付算定基礎額とする。

(9) 医療コンテナ活用促進事業

ア 都道府県が実施する事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。
- ii i により算出された交付算定基礎額を、各都道府県が行う事後的評価に基づき合計した額を交付基礎額とする。

別表 2

引表 2					
1事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6補助率
(1) 救急医療対 策事業	ア 小児初期 救急センター 運営事業	_	1か所当たり 2,550千円	小児初期救急センター の運営に必要な職員 手当(非常勤)、非常 勤職員手当、諸謝金、 旅費、社会保険料(非 常勤)、委託費(上記 経費に該当するもの。)	3分の1
	イ共同利用型業		次の(1)及び(2)にはとりる。 (1) 体日 A 、休日 B 及び(2) 額の合計額とする。 (1) 休日 A 、休日 B 及び(2) 標準 では、のでは、のののでは、のののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、	共同利用型病院運営職 (選集本名) (選集を開発を (選集を開発を (選集を) ((選集を) (((((((((((((((((((3分の1
	ウ ヘリコプ ター等添乗医 師等確保事業	_	添乗者 1 人当たり 8, 190円	ヘリコプター等添乗医師等確保事業に必要な災害補償費(死亡時に 支払われる補償分相当 分の保険料)	3分の1
	エ 救命救急 センター運営 事業	救命教急センター	1か所当たり次の(1)及び(2)に対する。 (1) とする。 (1) とする。 (1) とする。 (1) から⑦に計額の介証ををしたでの合うでは、 は、 は	救営員、会品、診器費本熱、役費、 かの職手、備費、耗料製、料雑託車、 で、職、)、医、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	3分の1

1事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6補助率
			2 を乗じるものとする。) ① 30床以上の運営の場合 171,675千円×運営月数 /12 (ただし、30床未満21床以 上の運営の場合は、1床当 たり4,677千円×運営月数 /12を減額する。)	研究研修費、減価償却 費、資産減耗費	
			② 20床の運営の場合 124,897千円×運営月数/ 12 (ただし、20床未満の運営 の場合(平成19年度以前に 整備されたもの、又は平 成19年度中に国と調整を 行っており平成20年度に おいて整備されたものに 限る。)は、1床当たり 2,573千円×運営月数/12 を滅額する。)		
			③ ドクターカーの運転手 を確保する場合 4,701千円×確保月数 /12		
			④ 心臓病の内科系専門医 及び外科系専門医をそれ ぞれ専任で確保する場合 13,272千円×確保月数 /12 (ただし、別添2に定める 充実段階がSまたはAの 場合に限り算定するもの とする。)		
			⑤ 脳卒中の内科系専門医 及び外科系専門医をそれ ぞれ専任で確保する場合 13,272千円×確保月数 /12 (ただし、別添2に定める 充実段階がSまたはAの 場合に限り算定するもの とする。)		
			⑥ 小児救急専門病床に医師及び専任の看護師を確保する場合 55,995千円×確保月数 /12		
			⑦ 重症外傷の外科系専門 医を専任で確保する場合 13,272千円×確保月数		

ᆥᄽᄼᆇ	の事業庁の	0.14.0	4 # # ##	-114. ω #	~ + □ +
1事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額 /12	5 対象経費	6補助率
			(2) 在日外国人にかかる前 年度の未収金 (1か月1人当たり20万円 超)に限って20万円を超え る部分		
		地救タ 地急ー 南ン	1 (2) 語 (1) 出添基とた院道命すとよ2	地の(手、、品費消材刷、借、委動)償地の(等、、品費消材刷、借、委動)償物の(等、、品費消材刷、借、委動)償物の(等、、品費消材刷、借、委動)償物の(等、、品費消材刷、借、委動)償別費料品服通、費水会務、、完、な職)書(費費費信損、燃公車費減少給員員旅、薬、、運料保料課重、耗が資産を設定して、、、運料保料課重、耗利益、費、、、運料保料課重、耗利益、費、、、運料保料課重、耗利益、費、、、運料保料課重、耗利益、費、、、運料保料課重、耗利益、	3分の1
			④ 脳卒中の内科系専門医 及び外科系専門医をそれ ぞれ専任で確保する場合 13,272千円×確保月数 /12 (ただし、別添2に定める 充実段階がSまたはAの 場合に限り算定するもの		

1事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6補助率
			とする。) ⑤ 小児救急専門病床に医師及び専任の看護師を確保する場合 55,995千円×確保月数 /12 ⑥ 重症外傷の外科系専門医を専任で確保する場合 13,272千円×確保月数 /12 (2) 在日外国人にかかる前年度の未収金 (1か月1人当たり20万円超)に限って20万円を超える部分		
	オ 小児救命 救急センター 運営事業	小児救命ンター	された額の合計額とする。 (1) 202,607千円×運営月数 /12 (2) 研修事業を行っている 場合 1 か所当たり	小児救命を 小児救命を か変に必要な ででは の運営に の運営を の運営を の運営を の運営を の運営を の運営を のでである。 では のでである。 では のでである。 では のでである。 では のでである。 では のでである。 では のでである。 では のでである。 では のでである。 では のでである。 では のでである。 では のでである。 では のでである。 では のでである。 では のでである。 では のでである。 のででする。 のでである。 のででする。 のでででする。 のでででする。 のでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	3分の1
		地域かり、地域があった。	次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 69,627千円×運営月数 /12 (2) 医師派遣・招聘を行う場合 1人当たり 4,953千円	地タ与貴手旅消薬医院というの職員手、派託の事業を受ける。というでは、一切の職員をは、一切のの職員をは、一切の職員をは、一切の職員をは、一切の職員をは、一切の職員をは、一切の職員をは、一切のの職員をは、一切のの職員をは、一切のの職員をは、一切のの職員をは、一切のの職員をは、一切のの職員をは、一切のの職員をは、一切のの職員をは、一切のの職員をは、一切のの、一切のの、一切のの、一切のの、一切のの、一切のの、一切のの、一切の	3分の1
	カ ドクター ヘリ導入促進 事業	_	次の(1) 及び(2) により算出された額の合計額とする。 (1) 日中飛行分 ① ドクターへリ運航経費 1 か所当たり ア 位置情報把握システムを利用している場合	ドクターへリの運航に 必要な委託費(ヘリコ プター賃借料、操縦士 等拘束料、燃料費、保 守料、災害補償費(航 空保険料))	2分の1

1事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6補助率
			(ア) 年間飛行時間 50 時間未満 273,836 千円×運 営月数/12		
			(イ) 年間飛行時間 50 時間以上 100 時間未満 281,336 千円×運 営月数/12		
			(ウ) 年間飛行時間 100 時間以上 150 時間未 満 288,836 千円×運		
			266, 630 千円 ^ 建 営月数 / 12		
			(工) 年間飛行時間 150 時間以上 200 時間未		
			満 296,336 千円×運 営月数/12		
			(才) 年間飛行時間 200 時間以上 250 時間未 満		
			303,836 千円×運 営月数/12		
			(カ) 年間飛行時間 250 時間以上 300 時間未 満		
			311,336 千円×運 営月数/12		
			(キ) 年間飛行時間 300 時間以上 350 時間未 満		
			318,836 千円×運 営月数/12		
			(ク) 年間飛行時間 350 時間以上 326, 336 千円×運 営月数/12		
			イ 位置情報把握システム を利用していない場合		
			(ア) 年間飛行時間 50 時間未満 272,036 千円×運 営月数/12		
			(イ) 年間飛行時間 50 時間以上 100 時間未満 279, 536 千円×運 営月数/12		

1事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6補助率
			(ウ) 年間飛行時間 100 時間以上 150 時間未		
			満 287, 036 千円×運 営月数/12		
			(工) 年間飛行時間 150 時間以上 200 時間未 満		
			294, 536 千円×運 営月数/12		
			(才) 年間飛行時間 200 時間以上 250 時間未 満		
			302, 036 千円×運 営月数/12		
			(力) 年間飛行時間 250 時間以上 300 時間未 満		
			309, 536 千円×運 営月数/12		
			(キ) 年間飛行時間 300 時間以上 350 時間未 満		
			317, 036 千円×運 営月数/12		
			(ク) 年間飛行時間 350 時間以上 324, 536 千円×運 営月数/12		
			② 搭乗医師・看護師確保 経費 1 か所当たり 17,917千円×運営月数 /12	ドクターへリ搭乗医師及び看護師の確保に必要な給与費(職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料)	
			③ 運航連絡調整員確保経費 1 か所当たり 1,942千円×運営月数 /12	ドクターへリの運航連 終調整員の確保に必要 な給与費(職員諸手当 (非常勤)、非常勤職 員手当、社会保険費(上 非常勤))、委託費(上 記経費に該当するもの 。)	
			④ ドクターヘリ運航調整 委員会経費 1 か所当たり 3,542千円	ドクターへリ運航調整 委員会の運営に必要な 諸謝金(委員謝金)、旅 費、消耗品費、印刷製 本費、通信運搬費、借	

1 事業分類 2 事業区分 3 種目 4 基準額 5 対象経費 6 補助率 科及び損料(会場信料)、会護費 1,086千円 1,08						
(3) ドクターへリレジストリ精薬経費 1 か所当たり 1,086千円 1,086千円 1,086千円 1,086千円 1,086千円 2,000千円 2,000千円 2,000千円 2,000千円 2,000千円 2,000千円 33,508千円×運営月数 /12 (2) 搭乗医師・看護師確保 経費 1 か所当たり 17,917千円×運営月数 /12 (2) 搭乗医師・看護師確保 経費 1 か所当たり 17,917千円×運営月数 /12 (2) 搭乗医師・看護師確保 経費 1 か所当たり 17,917千円×運営月数 /12 (3) 照明器具設置経費 1 が所当たり 22,000千円 数 (2) 成業投資 (2) 成業 (2) 成業 (2)	1事業分類	2 事業区分	3種目	4 基準額		6補助率
1,086千円						
1,086千円 J構築に必要な給与費 (職員非常動職員手事動、						
① ドクターへリ運航経費 1 か所当たり 33,508千円×運営月数 /12 ② 搭乗医師・看護師確保 経費 1 か所当たり 17,917千円×運営月数 /12 ② 摘乗医師・看護師確保 経費 1 か所当たり 17,917千円×運営月数 /12 ② 無乗医師・看護師確保 経費 1 か所当たり 22,000千円 22,000千円 第					・ リ構築に必要な給与費 (職員諸手当(非常勤)、非常勤職員手当、 社会保険料(非常勤))、委託費(上記経費に	
(1) ドクターヘリ連航経費 1 か所当たり 33,508千円×運営月数 / 12 (2) 搭乗医師・看護師確保 経費 1 か所当たり 17,917千円×運営月数 / 12 (3) 照明器具設置経費 1 か所当たり 22,000千円					必要な委託費(ヘリコ	
経費 1 か所当たり 17,917千円×運営月数 27看護師の確保に必要な給与替職員基本 4				1か所当たり 33,508千円×運営月数	等拘束料、燃料費、保 守料、災害補償費(航	
22,000千円 延長)のための照明器 具設置に必要な職員諸手当、非常勤 諸謝金、旅費、備品費(照明機器)、非和及び損料(照明機器)、消耗品費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料(照明機器)、社会保険教費(機器据付費、燃料費、然料費、公益会保務費(上記経費に該当するもの。) 教急教命士の病院実習 受入促進事業におけるコーディネーターとのと終行員計・当、職員手当、計計・会保険料)、、非常勤制、、非常勤制、、非常勤制、、非常勤制、、非常勤制、、北会保険料(非常勤)、社会保険料(非常勤)、社会保険料(非常勤)				経費 1か所当たり 17,917千円×運営月数	及び看護師の確保に必 要な給与費(職員基本 給、職員諸手当、非常 勤職員手当、社会保険	
士病院実習受 入促進事業 1,369千円 受入促進事業におけるコーディネーター医等に必要なコーディネーター医給与費(職員基本給、職員諸手当、社会保険料)、職員諸手当(非常勤)、非常勤職員手当、諸謝金(指導医謝金)、社会保険料(非常勤)				1か所当たり	延長)のための照明というのにめるのに必要的という。 (まず、) (まず	
ク 自動体外 - 次の(1)から(5)により算出 2分の 1		士病院実習受	_		受コにタ本常知といいます。 一切のでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	2分の1
		ク 自動体外	_	次の(1)から(5)により算出		2分の1

1事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6補助率
	式除細動器(AED)の普及啓発事業		された額の合計額とする。 (1) 協議会経費 1 か所当たり 406千円	自動体外式除細動器(A E D)協議当職員金の 計計計算、 計計計算、 計計計算、 計計計算、 計算、 計算、	
			(2) 指導者の養成経費 1 か所当たり 176千円	自動体外 (A E D) 指導者 (A E D) 指導員諸 当 (本 B D) に必要 が ま は ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	
			イ 2年目以降	自動体のの講習等に対して、	
			(4) 消耗品等交換普及啓発 会議等経費 1 県当たり 800千円	自角を換め()事旅通損議常委当自外の発な(前の発生では、、務費信料で、、行うの発が、の発生の、、の発生の、、の発生の、、の発生の、、の発生の、、の発生の、、の発生の、、の発生の、、、、、、、、	

1事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6補助率
			(5) 消耗品等交換促進事業 1 県当たり 1,291千円	自動体外の消耗品が 自動体外の消耗品が 対の消耗品が 大の消耗品が が消耗品が が消耗品が が消耗品が がいまいます。 はいまする はいまな	
	ケ 教セン害情域医療ー (広急ステン・ 報道のでは、 できます。 できまる (本語) できます できます できます できます できます かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	_	事業に要した実支出額	牧(情に職員謝)、器製光料器険据託する原等。テム員、謝信等の大力を変ける。 大型の大力を変ける。 大型の大力をでは、大型の大力をでは、大型の大力をでは、大型の大力をできる。 大型の大型の大型の大型の大型の大型の大型の大型の大型の大型の大型の大型の大型の大	3分の1
	コ 救急・周 産期医療情報システム機能強化事業	_	35, 555千円	教及ス要諸当出消、料ス、費費る 急びテな手、費託通、テ社機 に職員、)、大社機 を用が過去。 一、大社機 を用が過去。 一、大社機 を開かる。 一、大社機 を開かる。 一、大社機 を開かる。 一、大社機 を開かる。 一、大社機 を開かる。 一、大社機 を開かる。 一、大社機 で、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	2分の1
(2)	サ 救急患者 退院コーディネーター事業	一 一	1 か所当たり 9,724千円×事業月数 /12 次の(1)から(6)により算出	救急患者退院コーディ 水急患者退院コーディ要 な給与費(職員基本常 、職員諸手当、社会保験 職員手当、社会保験に 該当するもの。) 固産期医療対策事業に	3分の1
		周座期 医療協 議会等	された額の合計額とする。	両座期医療対束事業に 必要な職員基本給、職 員諸手当、非常勤職員	उत्त्र ।

1事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6補助率
		搬送コー	 (1) 周産期医療協議会 638千円 (2) 周産期救急情報システム事業 事業に要した実支出額 (3) 相談事業 ① 専門相談設置費 264千円×実施月数 ② 啓発普及費 199千円 (4) 周産期医療関係者の研修事業 879千円 (5) 周産期医療調査・研究事業 1,007千円 (6) NICU入院児支援事業 5,531千円 	手、諸謝金、報、書、諸謝・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2分の1
		搬送コー ディネー ター	(7) 搬送コーディネーター 事業 29,625千円		2分の1
	イ	総期療一高子ン		総セ必職職旅品費食費熱料役料償合ン要員員費費、材、水、務費却用運員当、品料材)、運借保繕費産ー職手当備材療費信、会修託資料運員当、品料材)、運借保繕費産産業給常金消医、製、び、、減耗医業給常金消薬、製光損雑燃価費	3分の1

1事業分類	2事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6補助率
			×事業月数/12		
			③ GCU運営費		
			特別交付税措置の対象と ならない民間病院等 1,758千円×病床数 ×事業月数/12		
			(2) 搬送受入促進事業 1日につき1人当たり 13,570円		
		期母子医	次の(1)及び(2)により算出 された額の合計額とする。	地域周産期母子医療センター運営事業に必要	3分の1
		療センタ 一	(1) 1か所につき、該当する次の①から③により算出された額とする。(ただし、黒字の部門は算出対象から除く)	な職員基本給、職員諸 手当、諸謝金、精動職員、 計算、 計算、 計算、 計算、 計算、 計算、 計算、 計算、 計算、 計算	
			① MFICU運営費	、光熱水料、借料及び 損料、社会保険料、雑 役務費(修繕料)、燃料	
			(ア) 特別交付税措置の対 象となる公立病院の場		
			合 7,923千円×病床数 ×事業月数/12		
			(イ) (ア)以外の民間病院 等の場合 11,423千円×病床数 ×事業月数/12		
			② NICU運営費		
			(ア) 特別交付税措置の対 象となる公立病院の場 合 5,772千円×病床数 ×事業月数/12		
			(イ) (ア)以外の民間病院 等の場合 9,066千円×病床数 ×事業月数/12		
			③ GCU運営費		
			(ア) 特別交付税措置の対 象となる公立病院の場 合 915千円×病床数		
			×事業月数/12		

1事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6補助率
			(イ) 特別交付税措置の対象とならない民間病院等 2,513千円×病床数×事業月数/12 (2) 搬送受入促進事業 1 日につき1人当たり 13,570円		
		母体救命強化加算	(3) 母体救命強化加算 産科、小児科(新生児)、 麻酔科及び救急医療の関 係診療科(脳神経外科、循 環器内科、心臓外科等)を 有し、救命救急センター を併設し、24時間患者を 受け入れる体制を整える 場合 17,917千円×事業月数 /12とする。	関係診療科等との連携 に必要な職員基本給、 職員諸手当、非常勤職 員手当、諸謝金、社会 保険料	3分の1
		麻酔科医配置加算	(4) 麻酔科医配置加算 麻酔科医を確保する場合 13,103千円×確保月数 /12	麻酔科 医の配置 に いい の 配 で の 配 で の 配 で の 配 で の 配 で い い ら い き い か ま ず ま お ま す ま す ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	3分の1
		臨床心理 技術者配 置加算	(5) 臨床心理技術者配置加算 臨床心理技術者を確保する場合 5,966千円×確保月数 /12	臨床 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	3分の1
	ウ NICU等長 期入院児支援 事業	(ア)地域 療育 強 事業	1か所につき、 次により算出された額 23,985千円×事業月数 /12 ※ 4床以上整備する場合 は、1床あたり7,995千 円を増額する。 (ただし整備は10床を限 度とする。)	地球 事給職 報告 報告 報告 報告 報告 報告 表表	2分の1

1事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6補助率
				料費、減価償却費	
		(イ) 日 中一時支 援事業	(1) 病床確保経費 1日1床あたり 29,110円	日要(費職当諸、医、製光料務、中な) 清職当諸、医、製光料務、時に席本常、計業給本熱、費を持て、職員、材療)、運料料、個業経係、員手備料材 印費び雑料、低業経係、員手備料材 印費び雑料、個業経係、職員、材療)、運料料、個業経係、員手備料材 印費び雑料、個業経係、職員、材療)、運料料、個人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人	3分の1
			看護助手等	(2)患者を受け入れた場合における看護師等確保に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、報償費、社会保険料	
	エ 妊婦の診療に係る医療 提供体制整備 事業	研修事業	1 か所当たり 1,590千円	研修事業に必要な非 常勤職員手当、諸謝 金、旅費、印刷製本 費、通信運搬費、 チンび損料、委託費 (上記経費に該当す るもの。)	2分の1
		相談窓口事業	1 か所当たり 3,546千円	相談窓口事業に必要 お職員基本給、職員基本給動職員 非常勤職員 手当、通信運搬費、委託費(上記経費に該当するもの。)	2分の1
	ア 外国人看 護師候補者就 労研修支援事 業	_	次の(1)から(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 日本語習得支援事業候補者等 1 人当たり117千円 (2) 就労研修支援事業1 か所当たり461千円	、報償費、旅費、備品 費、消耗品費、印刷製 本費、通信運搬費、雑	定額

1事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6補助率
	イ 看護職員 就業相談員 派遣面接相 談事業	-	1 か所当たり 365千円	看護職員就業相談員 派遣面接相談 中 歌 中 歌 中 歌 中 歌 中 歌 中 歌 中 歌 中 歌 世 歌 世 歌 世 歌 世 歌 世 歌 き ま き ま き ま き き き き き き き き き き き き き き	定額
	ウ 助産師活用推進事業	-	次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。 (1)協議会運営経費 1か所当たり 2,102千円 (2)実態調査、相談・支援窓口経費 1か所当たり 802千円 (3)院内助産等普及促進経費 1か所当たり 321千円	助産師活開業では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番	定額
(4) 歯科保健医療対策事業	歯科医療安全 管理体制推進 特別事業	ľ	1か所当たり 961千円	歯科性職、(質、機会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	定額
(5)院内感染地 ット業	_	_	1 地域当たり 3,681千円	院ト職、償、診費を受ける。 一定のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、	2分の1
(6) 地域医療対 策事業	医療連携体制 推進事業	-	1か所当たり 5,240千円	医療連携体制推進事業 に必要な職員諸手当 非常勤)、非常勤職員 手当、諸謝金、報賞費 、旅費、備品費、消耗 品費、印刷製本費、通 信運搬費、光熱水料、	2分の1

1事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6補助率
				借料及び損料、会議費 、社会保険料(非常勤)、雑役務費(広告料 、手数料)、燃料費、 委託費	
(7) 医療提供体制 制業	ア(ア)休日夜間急患センリー設備整備事業	医療機器	(1) 人口10万人以上の場合 1 か所当たり 4,400千円 (ただし、医師が常時3人に 以上勤務するセンターを 以上の3の千円を (2) 人口5万人以上10万人 未満の場合 1 か所当たり 3,300千円 (ただし、際師をもって 3,300千円 (ただし、際師をもって 以上の第十人に ないでし、の場合 1 か所当たり 3,300千円 (ただし、の場合) 3,300千円 (ただし、の場合) 3,300千円 (ただし、の場合) 3,300千円 (ただし、の場合) (ただし、の場合) 3,300千円 (ただし、の場合) (ただし、の場合) 3,300千円 (ただし、の場合) (たし、の場合) (たし、の場合) (たし、の場合) (たし、の場合) (たし、の場合) (たし、の場合) (たし、の場合) (たし、の場合) (たし、の場合) (たし、の場合) (たし、の場合) (たし、の) (た	休日夜間急患センター として必要な医療機器 等の購入費	3分の1
	(イ) 小児初 期救急センタ 一設備整備事 業	医療機器	1か所当たり 11,000千円	小児初期救急センター として必要な医療機器 の購入費	3分の1
	(ウ) 病院群 病院開 新 時間 病院 病院 病院 病院 病院 病 病 病 病 病 病 の 病 の の の の	医療機器	された額の合計額とする。 (1) 医療機器((2)及び(3)に掲げるものを除く。) 1 か所当たり 22,000千円(ただし、特別に必要がある場合は、110,000千円を限度とする。) (2) 心臓病専用医療機器 1 か所当たり 6,285千円 (3) 脳卒中専用医療機器 1 か所当たり 6,285千円		3分の1
		心電図受信装置	1 か所当たり 2,774千円		
	(エ) 救命救 急センター設 備整備事業	医療機器	次の(1)から(5)により算出された額の合計額とする。 (1) 医療機器((2)から(5)に掲げるものを除く。) 1 か所当たり 256,300千円	救命救急センターとして必要な医療機器及び 重症熱傷患者用備品等 の購入費	3分の1

1 声类八籽	0. 東米区八	2.種口	4 甘 淮 姑	F 社会 仅 弗	c # th #
1事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額 (ただし、30床未満の場合	5 対象経費	6補助率
			は、1床当たり8,470千円		
			を減額し、重症熱傷医療		
			を行う場合は、1か所当 たり44,000千円を加算す		
			ることができる。)		
			(2) 心臓病専用医療機器		
			1 か所当たり		
			62,856千円		
			(3) 脳卒中専用医療機器 1か所当たり		
			62,856千円		
			(4) 小児救急専用医療機		
			(4) 小光秋志导用医原版 器		
			1 か所当たり 62,856千円		
			(5) 重症外傷専用医療機 器		
			1 か所当たり		
			62,856千円		
		ドクター		ドクターカー及びドク	
		カー	58,737千円	ターカーに搭載する医療機器等の購入費	
		心電図受 信装置	1 か所当たり 2,774千円	心電図受信装置の購入 費	
		無線装置	1 か所当たり 1 100チ円	「救急医療対策事業実 施要綱」の第6によ	
			1, 100 111	り配備するドクター	
				ヘリとの通信に必要 な無線装置の購入費	
	(オ) 高度救 命救急センタ	広範囲熱 傷用医療	1か所当たり 88,000千円	高度救命救急センター として必要な広範囲	3分の1
	一設備整備事	機器	00, 000 111	熱傷、指肢切断、急性	
	業	指肢切断	1 か所当たり	中毒等の特殊疾病患 者用医療機器購入費	
		用医療機	8,542千円		
		器			
		急性中毒	1か所当たり		
		用医療機 器	32,039千円		
	(1)				
	(力) 小児救 急医療拠点病	医療機器	1か所当たり 22,000千円	小児救急医療拠点病院 として必要な医療機器	3分の1
	院設備整備事		, 555 1	の購入費	
	業				
	(キ) 小児集	医療機器	1か所当たり	小児集中治療室として	3分の1
	中治療室設備		11,550千円	必要な医療機器等の購	

1事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6補助率
	整備事業			入費	
	イ 小児救急 遠隔医療設備 整備事業	遠隔医療設備	 (1) 支援側医療機関 1 か所当たり	遠隔医療の実施に必要なテレパソロジー、テレラジオロジー、テレニュータ は電話等コンピュータ 及び付属機器等の購入費	2分の1
			イ 診療所 23,104千円 (ただし、支援側、依頼側 のいずれか一方が他方を 含む整備を行い、かつ、 他方に機器を貸与する場 合は、(1)と(2)の合計額 とすることができる。)		
	ウ (ア) 小児医 療施設設備整 備事業	医療機器	(1) 都道府県人口規模 400万人以上の場合 1か所当たり 33,000千円	小児医療施設として 必要な医療機器等(新 生児集中治療管理室 に必要な医療機器を 含む。)の購入費	3分の1
			(2) 都道府県人口規模400 万人未満の場合 1 か所当たり 26,400千円		
			((1) 及び(2) に新生児集中 治療管理室に必要なほの 機器を整備する場合に新 生児集中治療管理病床1 床当たり1,650千円をそ れぞれ加算した額とする 。ただし、16,500千円を 限度とする。)		
	(イ) 周産期 医療施設設備 整備事業	医療機器	(1) 都道府県人口規模400 万人以上の場合 1か所当たり 46,925千円	周産期医療施設として必要な医療機器等(母体・胎児集中治療管理室に必要な医療機器を含む。)の購入費	3分の1
			(2) 都道府県人口規模400 万人未満の場合 1か所当たり 31,975千円		
		ドクター カー	1 か所当たり 32,039千円	ドクターカー及びドク ターカーに搭載する医 療機器等の購入費	
	(ウ) 地域療 育支援施設設	医療機器	1か所当たり 3,300千円×病床数	地域療育支援施設とし て必要な医療機器等の	2分の1

1事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6補助率
	備整備事業		(※ただし10床分を限度と する)	購入費	
	工 共同利用施設設備整備事業	共同利用 高額医療 機器	1か所当たり 220,000千円	共同利用施設又は地域 医療支援病院として 必要な共同利用高額 医療機器の購入費	3分の1
	オ (ア) 基幹災 害拠点病院設 備整備事業	医療機器 等		基幹災害拠点病院とし て必要な医療機器等の 購入費	3分の1
		緊急車輌	1か所当たり 31,865千円 (ただし、外部給電器を購 入する場合は、2,200千円 加算する。)	緊急車輌(緊急車輌に 常備する携行式の応急 用医療資器材、テント 、発電機等設備及び外 部給電器を含む。)の 購入費	
	(イ) 地域災 害拠点病院設 備整備事業	医療機器 等		地域災害拠点病院とし て必要な医療機器等の 購入費	3分の1
		緊急車輌	1か所当たり 31,865千円 (ただし、外部給電器を購 入する場合は、2,200千円 加算する。)	緊急車輌(緊急車輌に 常備する携行式の応急 用医療資器材、テント 、発電機等設備及び外 部給電器を含む。)の 購入費	
	(ウ) NBC 災害・テロ対 策設備整備事 業	害・テロ	1か所当たり 33,762千円	NBC災害及びテロ発 生時における災害・救 急医療提供体制整備 に必要な医療機器等 の購入費	2分の1
	(工) 航空搬送拠点臨時医療施設設備整備事業	医療機器等	1 か所当たり 43,914千円	航空搬送拠点臨時医療 施設として必要な医療 機器等の購入費	2分の1
	(才) 災害拠 点精神科病 院等設備等 整備事業	システム 端末等	1 か所当たり 8,676千円	災害拠点精神科病院及びDPAT先遣隊を有する病院として必要な広域災害・救急医療情報システム端末等の購入費	2分の1
	(力) 医療施設非常用通信設備整備事業	通信設備	1 か所当たり 741千円	災害時における通信手 段の確保を図るために 必要な通信設備の購入 費	3分の1

114 43 147		- 17 -	. 44.14.47	_ 11 67 68 #5	- 1-5-51
1事業分類	2事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6補助率
	(キ) 災害・ 感染症医療業 務従事者派遣 設備整備事業	医療機器 等	1か所当たり 19,224千円	災害・感染症医療業務 従事者派遣に必要な設 備の購入費	3分の1
		緊急車両	1か所当たり 31,685千円	用医療資器材、テント 、発電機等設備及び外 部給電器を含む。)の 購入費	
	カ 人工腎臓 装置不足地域 設備整備事業	人工腎臓 装置	1 か所当たり (1) 多人数用 14,080千円	人工腎臓装置の購入費	3分の1
			(2) 単身用 7,150千円		
	キ HLA検 査センター設 備整備事業	医療機器	1 か所当たり 22,000千円	組織適合検査に必要な 検査機器、臓器保存器 の購入費	2分の1
	ク 院内感染 対策設備整 備事業	初度設備	病院の医療法上の総許可病 床数が以下の場合	病院の院内感染の拡 大防止に必要な自動手 指消毒器の購入費	3分の1
			(1) 50床未満 1,066千円		
			(2) 50床以上100床未満 1,386千円		
			(3) 100床以上200床未満 2,243千円		
			(4) 200床以上300床未満 3,416千円		
			(5) 300床以上 4,590千円		
	ケ 環境調整 室設備整備事 業	検査機器	1か所当たり 38,762千円	環境調整室に必要な検 査機器(化学物質注入 装置、化学物質分析装 置、近赤外線ヘモグロ ビン酸素濃度測定器) の購入費	3分の1
	コ 内視鏡訓 練施設設備整 備事業	手術台等	1か所当たり 220,000千円	内視鏡手術の研修に必要な手術台、麻酔器、 無影燈、スコープ、光 源装置等の購入費	2分の1
	サ 医療機関 アクセス支援 車整備事業	マイクロ バス	1台当たり 2,828千円	医療機関の所在する地域へ運行されるマイクロバスの購入費	3分の1

1事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基	————— 準額	5 対象経費	6補助率
		ワゴン車 等	1台当たり	1,474千円	医療機関の所在する地域へ運行されるワゴン車等の購入費	
(8) アスベスト 対策事業	アスベスト 除去等整備 促進事業	_	1棟当たり	250千円	病院の石綿含有保温 材等の使用状況等の 調査に必要な請負費	定額
(9) 医療コン テナ活用 促進事業	医療コンテ ナ活用促進 事業	_	1か所当たり	11,227 千円	医療コンテナ及びコンテナに搭載する医療用 資器材・その他資器材 の賃借料、運搬・設置 料、謝金(効果検証に 必要なものに限る。)	3分の1

別表 3

1 事業分類	2 事業区分	3 係数 a	4 係数 b
(1) 救急医療対策事業	ア 小児初期救急センター運営事業 イ 共同利用型病院運営事業 ウ ヘリコプター等添乗医師等確保事 業 エ 救命救急センター運営事業	3分の2	2分の1
(7) 医療提供体制設備整備事業	ア (ア) 備 (ア) (ア) 備 (ア) (ア) 備 (ア) (ア) (ア) (ア) (ア) (ボギ (エ) (エ) (ボギ (エ)	3分の2	2分の1
	イ 小児救急遠隔医療設備整備事業	4分の3	3分の2

(交付基礎額の下限)

7 交付の決定において4の(7)の事業について、別表4の第2欄に定める下限 額に満たない場合には、交付(算定)基礎額の対象としないものとする。

別表4

1 事業名	2	下限額
	2	1. 以负
(7) 医療提供体制設備整備事業		
(ア) 休日夜間急患センター設備整備事業	1品につき	33千円
(イ) 小児初期救急センター設備整備事業	1品につき	33千円
(ウ)病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備	1品につき	100千円
整備事業(医療機器に限る。)		
(エ) 救命救急センター設備整備事業(医療機器に限る。)	1品につき	100千円
(オ) 高度救命救急センター設備整備事業	1品につき	100千円
(力) 小児救急医療拠点病院設備整備事業	1品につき	100千円
(キ) 小児集中治療室設備整備事業	1品につき	100千円
ウ	-	
(ア) 小児医療施設設備整備事業	1品につき	100千円
(イ) 周産期医療施設設備整備事業(医療機器に限る	1品につき	100千円
。)		
(ウ) 地域療育支援施設設備整備事業	1品につき	100千円
エ 共同利用施設設備整備事業		
(ア) 公的医療機関等による共同利用施設		
(イ) 地域医療支援病院の共同利用部門	1品につき 1,0	00千円
オ		
(ア) 基幹災害拠点病院設備整備事業(医療機器等	1か所につき	100千円
に限る。)		
(イ) 地域災害拠点病院設備整備事業(医療機器等	1か所につき	100千円
に限る。)		
(才) 災害拠点精神科病院等設備等整備事業	1か所につき	100千円
(力) 医療施設非常用通信設備整備事業	1か所につき	33千円
カ 人工腎臓装置不足地域設備整備事業	1品につき	100千円
キ HLA検査センター設備整備事業	1品につき	100千円
ク 院内感染対策設備整備事業	1品につき	33千円
ケ 環境調整室設備整備事業	1品につき	100千円
サ 医療機関アクセス支援車整備事業	1品につき	33千円

(統合補助金の配分方法)

8 都道府県は、国から交付される統合補助金を事業者ごとに別表2の事業区分及 び種目を示して配分するものとし、その配分方法は、次により調整するものとする。

なお、配分の調整に伴い、当初提出した事業計画に記載された事業区分、種目 又は施設(地区又は市町村)の名称及び設置主体について変更が生じる場合、都 道府県知事は、速やかに事業計画を変更し、交付申請書に添えて厚生労働大臣に 提出するものとする。

(1) 統合補助金の配分の調整は、提出した事業計画の内容に基づき行うとともに、統合補助金の全事業区分の範囲内で調整する。

(2) 事業者に配分する統合補助金の合計額は、全交付対象事業の交付算定基礎額の合計額の範囲内で調整する。

(交付の条件)

- 9 統合補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 都道府県又は広域連合が交付対象事業を実施する場合
 - ア 交付対象事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、速やか に厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - イ 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣の 承認を受けなければならない。
 - ウ 交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難 になった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなけれ ばならない。
 - エ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合 にはその収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
 - オ 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完 了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的 な運営を図らなければならない。
 - カ 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで統合補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
 - キ 統合補助金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第6号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
 - ク 交付対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により統合補助金に 係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税 額が0円の場合を含む。)は、第4号様式により速やかに、遅くとも補助事 業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなけ

ればならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

- ケ 統合補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けては ならない。
- (2) 都道府県又は広域連合が交付対象事業(市町村が補助する事業を除く。)に対して統合補助金を財源の全部又は一部とした補助金(以下「間接補助金」という。)を交付する場合
 - ア (1)のア、イ、ウ及びキに掲げる条件を遵守すること。
 - イ 都道府県又は広域連合は、国から概算払により統合補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた間接補助金に相当する額を遅滞なく間接補助金を交付される者(以下「間接補助事業者」という。)に交付しなければならない。
 - ウ 都道府県又は広域連合は、間接補助金を交付する場合には、間接補助事業 者に対し、次の条件を付さなければならない。
 - (ア) 都道府県又は広域連合から間接補助金の交付を受けて行われる事業(以下「間接補助事業」という。)に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、速やかに都道府県知事又は広域連合の長の承認を受けなければならない。
 - (イ) (1) のアからオ及びケに掲げる条件
 - この場合において、「交付対象事業」とあるのは「間接補助事業」と、「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」又は「広域連合の長」と、「国庫」とあるのは「都道府県」又は「広域連合」と、「統合補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。
 - (ウ)間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円(民間団体にあっては30万円)以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事又は広域連合の長の承認を受けないで統合補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
 - (エ)間接補助事業者が市町村又は特別区である場合、間接補助金と間接補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第6号様式に準じた様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財

産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (オ)間接補助事業者が公的団体又は民間事業者である場合、間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (カ)間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、第5号様式により速やかに、遅くとも間接補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに都道府県知事又は広域連合の長に報告しなければならない。

なお、間接補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、間接補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

- (キ)公的団体又は民間事業者が間接補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (ク) 4の(5)の事業において、公的団体に交付された間接補助金は、損益 計算書上の給与費、材料費、経費及び研究研修費に充当するものとする。
- (3) 都道府県が交付対象事業(市町村が補助する事業に限る。) に対して統合補助金を財源の全部又は一部として間接補助金を交付する場合には、市町村に対し、次の条件を付さなければならない。
 - ア (1)のア、イ、ウ及びキに掲げる条件

この場合において、「交付対象事業」とあるのは「間接補助事業」と、「 厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「統合補助金」とあるのは 「間接補助金」と、「第6号様式」とあるのは「第6号様式に準じた様式」 と読み替えるものとする。

- イ 市町村は、都道府県から概算払により間接補助金の交付を受けた場合には 、当該概算払を受けた市町村補助金(市町村が補助する事業のために支出す る交付金をいう。以下同じ。)に相当する額を遅滞なく市町村補助事業者(市町村補助金の交付を受けて事業を実施する者。以下同じ。)に交付しなけ ればならない。
- ウ 市町村は、市町村補助金を交付する場合には、市町村補助事業者に対し、 次の条件を付さなければならない。
- (ア) 市町村補助事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、速やかに市町村長の承認を受けなければならない。
- (イ) (1) のアからオ及びケに掲げる条件

この場合において、「交付対象事業」とあるのは「市町村補助事業」と、「厚生労働大臣」とあるのは「市町村長」と、「国庫」とあるのは「市町村」と、「統合補助金」とあるのは「市町村補助金」と読み替えるものとする。

- (ウ) (2) のウの(ウ)、(オ)から(キ)に掲げる条件 この場合において、「間接補助事業」とあるのは「市町村補助事業」と 、「間接補助事業者」とあるのは「市町村補助事業者」と、「間接補助金」とあるのは「市町村補助金」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「第5号様式」とあるのは「第5号様式に準じた様式」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。
- エ ウにより付した条件に基づき市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ都道府県知事の承認又は指示を受けなければならない。
- オ ウにより付した条件に基づき、市町村に財産の処分による収入又は間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。
- (4) (2) 及び(3) により付した条件に基づき都道府県知事又は広域連合の長が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- (5)間接補助事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方 消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、第4号様 式により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、その納付額の全部又は一部を 国庫に納付させることがある。

(申請手続)

10 この統合補助金の交付の申請は、都道府県知事又は広域連合の長が第2号様式による申請書に、当初提出した事業計画に変更がある場合は変更後の事業計画その他の関係書類を添えて、別途示す期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

11 この統合補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、10に定める申請手続に従い、毎年度1月20日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

12 厚生労働大臣は、10 又は11 による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(統合補助金の概算払)

13 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の 範囲内において概算払をすることができるものとする。

(実績報告)

14 都道府県知事又は広域連合の長は、第3号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(9の(1)のイ又は(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(統合補助金の返還)

15 厚生労働大臣は、交付すべき統合補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える統合補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

(その他)

16 特別の事情により 6、10、11 及び 14 に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別添1)

診療日の設定方法

○共同利用型病院運営事業

診療日は、原則として診療時間が次の表に定める区分欄ごとにそれぞれ1日とする。

区分	対象時間及び最低診療時間
休日	
休日A	午前8時から午後6時まで診療を行うもの
休日B	
	午前8時から午後1時まで診療を行うもの又は午後1
	時から午後6時まで診療を行うもの
夜間	午後6時から翌日午前8時まで診療を行うもの

(注) 休日の取扱い

①休日A

日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める祝日及び休日並びに年末年始の日(12月29日から1月3日まで)

②休日B、休日C

週休二日制に伴う土曜日又はその振替日

なお、週休二日制に伴う土曜日又はその振替日として取り扱えるのは、事業主体である地方公共団体が、共同利用型病院運営事業実施地区において、別に定める基準以上の病院が閉院方式で週休二日制を実施している場合で共同利用型病院運営事業又は小児救急医療支援事業、救急勤務医支援事業を実施した場合とする。

ただし、診療日数として設定できるのは、国民の祝日に関する法律に定める祝日及び休日並びに年末年始の日(12月29日から1月3日まで)を除く月曜日から土曜日の間に1日のみとする。

(別添2)

救命救急センターの評価基準

1 救命救急センターの診療機能を確保し、診療機能の充実度を高めるため、当該センターの診療体制等下記の調査を行い、その結果に基づく評価を実施するものとする。

また、当該センターの調査内容等について、必要に応じ現地調査を行うものとする。

記

厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「救命救急センターの充実段階評価について(依頼)」 [別途通知]

- 2 交付申請前年の調査結果に基づき、救命救急センターとしての診療機能の充実 度を四段階(S、A、B、C)に評価し、基準額の算出にあたって、以下の段階 別に定める率を乗じるものとする。
 - (1) 充実段階S及びAは、100%
 - (2) 充実段階Bは、 90%
 - (3) 充実段階Cは、80%
- 3 交付申請年度に救命救急センターを開設し、交付申請前年の調査結果が無い場合、以下のとおりとする。
 - 交付要綱 10 及び 11 に定める手続時には、見込みにより段階を決定し基準額を算出する。
 - 交付要綱 14 に定める実績報告時には、交付申請年に実施した評価結果により基準額を算出する。

(別添3)

◎ 地方自治法(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)

一抜粋一

(組合の種類及び設置)

- 第二百八十四条 地方公共団体の組合は、一部事務組合及び広域連合とする。
- 2 普通地方公共団体及び特別区は、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあっては総務大臣、その他のものにあっては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。
- 3 普通地方公共団体及び特別区は、その事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画(以下「広域計画」という。)を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、広域連合を設けることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。
- 4 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。